

# 第 128 回江東区都市計画審議会議事録

( 開催日：平成 25 年 2 月 5 日 (火) )

作成担当：都市整備部都市計画課

開催日時	平成 25 年 2 月 5 日 (火) 午前 10 時 (午前 10 時 55 分終了)
開催場所	江東区役所 3 階 区議会全員協議会室
議 題	江東区景観計画の改定について
会議進行の概要	1 開 会 2 報 告 3 閉 会
出席者 (敬称略・順不同)	苦瀬 博仁、篠崎 道彦、松本 みどり、榎本 雄一、若林 しげる、竹田 将英、小嶋 和芳、高村 きよみ、きくち 幸江、板津 道也、甚野 ゆずる、角田 瑞彦、伊勢 松男、竹口 友章、岩崎 孝一、三輪 さおり、岡本 一恵、植村 幸夫
傍 聴 人	1 名
配布資料	江東区景観計画深川門前仲町景観重点地区 (案)、 江東区景観計画亀戸景観重点地区 (案)、江東区景観計画 (案)
審議経過	報告事項であるため、採決はないが、了承された。

午前10時00分開会

○会長

定刻になりましたので始めさせていただきたいと思います。委員の皆様には、何かとご多忙のところ、本審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまより、第128回江東区都市計画審議会を開会させていただきます。

なお、本日は、委員の2分の1以上の出席が認められます。何人かの方がご欠席者でございますが、本審議会は定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、本日の欠席者及び傍聴者について、事務局よりご報告をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） 本日の欠席の皆さんでございます。島田委員、大森委員、上原委員、唐川委員、以上4名の方から欠席のご連絡をちょうだいしてございます。

続きまして、本日の傍聴者でございますけれども、本日は傍聴者が1名おいでになります。

以上でございます。

○会長

ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の案件は、報告事項「江東区景観計画の改定について」の1件のみでございます。景観計画は、その内容が都市計画にも関係する場合もあることから、景観法第9条2項及び8項で、その策定及び変更にあたり、都市計画審議会の意見を聞くことになっております。今回は改定とのことで、変更にあたりますので、皆様方にご意見をお伺いするものでございます。

それでは、「江東区景観計画の改定について」を事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課長） それでは、景観計画の改定について、ご説明申し上げます。

現行の景観計画は、平成21年3月に作成したものでございますが、計画の中で、景観重点地区として、万年橋周辺を深川万年橋景観重点地区と定めてございます。今回、新たに景観重点地区を指定するため、地域住民の代表の皆様や、学識経験者

で構成されている都市景観専門委員会の皆様のご尽力を得ながら、平成23年度と平成24年度の2カ年をかけまして、区と一緒に、亀戸と深川門前仲町の2地区で検討を進めてきたところでございます。つきましては、現行の景観計画に新たな景観重点地区を加えるとともに、現行の景観計画の基本的な考え方は変更いたしません。現行計画の内容についても一部時点修正や文言整理を行い、景観計画の改定としてお示しし、ご意見をお伺いするものでございます。したがって、説明させていただきます内容は、新たに景観重点地区として指定を考えている2地区についてでございますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、お手元に、亀戸景観重点地区の資料と深川門前仲町景観重点地区の資料があると存じますが、この内容をまとめまして、スクリーンのほうで説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

では、恐縮ですが、スクリーンをごらんいただきたいと思います。

まずは、ご承知のことと存じますが、景観とはということでございます。景色、風情といった景と、眺めること、観という人の行為との組み合わせで、人の視点で眺める景色といったところでございますが、区といたしましては、魅力ある美しい地域づくりと認識し、景観行政に当たってございます。景観づくりの主役は、そこに住む地域住民の皆様であり、地域の皆様が誇れるようなまちなみ、景観づくりが重要と考えてございます。

江東区の景観施策の変遷でございますが、平成2年度に学識経験者から成る都市景観懇談会を皮切りに、平成10年度に都市景観条例を策定し、平成19年度には景観重点地区の第1号となる深川萬年橋景観重点地区を指定し、翌年度には景観行政団体となると同時に景観計画を作成したところでございます。

一番下になりますけれども、予定として記載させていただきましたが、平成25年4月1日に新たな景観重点地区の指定ということで考えてございます。

景観重点地区の指定の検討経緯でございます。

まず、景観重点地区についてでございますが、江東区の特徴をあらわしたまちなみを形成している地域、今後の都市景観を創造していく地域などを重点的に景観の誘導や保全を図るとして指定するもので、江東区全体を良好な景観とするための起点となる地区と考えてございます。

検討を重ねてまいりました体制でございますが、概念図のとおりでございますけれども、冒頭の繰り返しになりますが、地域代表の皆様に参加いただき、ワークショップ形式でみんなで意見を出し合い、積み上げていき、それを都市景観専門委員会の意見を踏まえ、都と協議の上、策定するものでございます。言い換えれば、区民の皆様と行政の共同作業により策定するものでございます。

それでは、両地区の具体的な景観重点地区の指定範囲と、建築物等を建築する際の基準等の説明をさせていただきますが、その前に、これからの説明の中で、「地区」、「地域」、「エリア」という言葉が頻繁に出てまいります。用語の使い分けを説明させていただきます。

まず、「地区」でございますが、冒頭に説明させていただきましたとおり、二つの重点地区全体を示すものでございます。次に、「区域」でございますが、地区の中で、景観方針に基づき、基準を定め、景観づくりを誘導するところでございます。次に、「エリア」でございますが、区域を特色の違うエリアごとに区分し、景観基準により景観づくりを誘導するところでございます。地区の中に区域があり、区域の中にエリアがあるということで、基準を定めてございます。

それでは、亀戸景観重点地区から説明させていただきます。

まず、亀戸地区の指定に当たっての背景でございますが、亀戸天神社、亀戸香取神社など、歴史的な資源とともに、水辺と緑豊かな空間がございます。こうした景観資源を守り、後世に継承していくことが重要と考えてございます。

指定する区域でございますが、（１）の亀戸３丁目周辺区域から（５）の旧中川沿い区域ということで、五つの区域を色分けしてお示ししてございます。

目標でございますが、「水辺に和む『福』都心」を掲げてございます。

基本方針でございますが、亀戸3丁目周辺区域では「亀戸を伝える」とし、地域ごとに基本方針を定めまして、亀戸全体の良好な景観形成を目指すものでございます。

景観形成の基準でございます。歴史・文化的資源など、5項目を定めまして、それぞれの形成すべき基準を定めてございます。

まず、亀戸3丁目周辺区域でございますが、先ほど説明させていただきまして、区域の中にエリアを定めまして、色分けし、各エリアを示してございます。

区域全体の共通基準として、事項ごとに配慮基準等を示してございます。例えば、歴史・文化的資源という事項での基準では、「歴史・文化的資源の周辺は、それらと調和し、その雰囲気妨げないように配慮する」としてございます。

以下、エリアごとに基準を定めまして、景観の誘導等を図るものでございます。

以降、誘導を図る事項や基準の表現はほぼ同様でございますので、各区域の範囲を拡大した図面を示させていただきます。

各図面ですが、淡い配色としてしまいましたので、区分した線が見づらく、恐縮でございます。

まず、明治通り沿い区域でございます。亀戸駅前を中心に、五之橋と浅草通りを結ぶ、明治通り沿いを指定してございます。個性的な店舗が連続し、三代豊国五渡亭園などのほか、本年3月には亀戸梅屋敷が開設いたします。

横十間川側沿い区域でございます。亀戸地区の東側にかかる水辺と、文泉公園周辺を指定してございます。龍眼寺や亀戸水上公園などがございます。

北十間川沿い区域でございます。横十間川と旧中川を結ぶ水辺で、多くのビュースポットがございます。

旧中川沿い区域でございます。亀戸中央公園と一体となった、水と緑の豊かな親水空間で、逆井の渡し跡の記念碑などがございます。

亀戸景観重点地区の説明は以上でございます。

続きまして、深川門前仲町景観重点地区についてでございます。

背景でございますが、本地区は、埋め立てと河川等を利用した、水運の歴史とともに、富岡八幡宮や深川不動堂を中心とした、下町文化がございます。亀戸地区と同様でございますが、こうした景観資源を守り、後世に継承していくことが重要と考えてございます。

指定する区域でございますが、（１）の富岡八幡宮・深川不動堂周辺から（４）の越中島周辺区域ということで、四つの区域を色分けしてお示ししてございます。

目標でございますが、「水辺がつなぐ深川気風」を掲げてございます。

基本方針でございますが、富岡八幡宮・深川不動堂周辺地域では、「深川情緒」とし、地域ごとに基本方針を定めまして、深川門前仲町地区全体の良好な景観の形成を目指すものでございます。

景観形成の基準でございます。亀戸と同様でございますけれども、歴史・文化的資源など、５項目を定めまして、それぞれの形成すべき基準を定めてございます。

まず、富岡八幡宮・深川不動堂周辺区域でございますが、先ほど説明させていただきましたとおり、区域の中にエリアを定めてございまして、色分けし、各エリアを示してございます。

区域全体の共通基準として、事項ごとに配慮基準等を示してございます。例えば、歴史・文化的資源という事項での基準では、「富岡八幡宮や深川不動堂を核として、歴史・文化的資源をつなぐネットワークの構築や魅力あるまちづくりを行う」、「歴史・文化的資源の周辺は、それらと調和し、その雰囲気や景観を妨げないよう配慮する」としてございます。

以下、エリアごとに基準を定めまして、景観の誘導等を図るものでございます。

以降、誘導を図る事項や基準の表現はほぼ同様でございますので、亀戸と同様に、各区域の範囲を拡大した図面を示させて

いただきます。

大横川沿い区域でございます。東富橋など、震災復興橋梁を初め、歴史的背景を知ることでの特徴的な橋や、越中島公園、永代公園など、開放感のある空間がございます。

佐賀町河岸通り・隅田川沿い区域でございます。貴重な歴史的近代建築が多く点在するとともに、隅田川の雄大な流れを望むことができます。

越中島周辺区域でございます。東京海洋大学を中心に、歴史を物語る建築物と、緑豊かな並木道がつながっております。

深川門前仲町景観重点地区の説明は以上でございます。

次に、景観重点地区指定区域で必要となる行政手続を簡単に説明させていただきます。フロー図でお示ししてございますが、今後は建築物の増改築等については、今回の基準に従い、計画をおつくりいただき、全て区にその計画を届け出ていただくこととなります。

景観重要公共施設について、説明させていただきます。これは行政に係るものでございますが、道路、公園など、公共施設のうち、良好な景観形成に重要であると認められるものを指定するものでございます。

亀戸地区では、①の横十間川ほか、4カ所の指定を考えてございます。

こちらが深川門前仲町地区でございます。①の大横川ほか、3カ所の指定を考えてございます。

なお、亀戸地区も同様でございますが、現在、都と協議中でございます。

景観形成区民団体の説明をさせていただきます。これは、よりよい景観形成を目的として活動する区民組織でございます。景観重点地区の指定に向けたワークショップに参加された方々や、町会・自治会長の方々などを構成員として、両地区での本団体が発足する予定となっておりまして、内諾を得ているものでございます。みんなで作る景観を实践する団体ということでございます。

最後になりますが、景観重点地区は指定して終わりではござ

いません。まさにまちづくりの始まりでございます。区といたしましても、地域の皆様と一緒に、重点地区を起点として、江東区全体をより魅力ある都市としてつくり上げていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

○会長

説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からのご説明について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。

○委員

おはようございます。

今回、景観計画の中で、重点地区、亀戸と仲町ということで指定されるわけですけれども、今、お正月が過ぎて、きのう、立春だったわけですけれども、両地区ともに七福神めぐりというのがありまして、平日でもかなり区外から、特に高齢者の方の団体がお参りされている風景をよく見るんですけれども、この七福神に代表されるように、本区はかけがえのない歴史とか文化を継承する、いろいろな建物等がございまして、また、一方では、水彩都市と言われるように、水・緑に恵まれた河川を抱えているということが本区の特徴であると思います。

この亀戸と深川門前仲町を景観重点地区にするということは、基本的には賛成でありますけれども、今のご説明を聞いていますと、重点地区に指定するのはいいのですが、では、行政は一体何をするのか。今、最後にご説明があったように、この地区で、このエリアで建物の増改築をするときには届け出をするということでありまして、これに対して、具体的に行政はどのような指導を行っていくのか。

例えば、色彩、それから、形状も含めて、その雰囲気こそぐわないと言いますか、先ほどもちょっと出ておりましたけれども、配慮するとか、いろいろと基準が示されておりますけれども、配慮していないような建築物に対しては、具体的にはどのような指導を行って、例えば、罰則なんかがあるのかどうか。もし、そういう区の指導を無視して、建物を強行的に直したりした場合に、そういう場合に、例えば、罰則なんていうのはどう



りということで、全庁一丸となって取り組んでいきたいと、こんなふうを考えてございます。

以上でございます。

○委員

ありがとうございました。

景観という言葉を聞くと、私が思い出すのは、今から20年ほど前、今はなくなりましたが、議員の海外行政視察というのがありまして、ポルトガルに行きました。平成3年だったと思うんですけども。そのときに、ポルトガルというのは、ご承知のように、昔は海洋王国でありまして、高台からまちなみを臨んだときに、非常に色が統一されておりました。屋根の色だったと記憶しておるのですけれども。それで、現地のガイドにお聞きしましたら、こういう配色というのは条例とか法律で定められているのかと聞いたら、そうではないと。結局、昔から、それこそ何百年と続いてお住まいになっている方が、お互いの共通認識として、壁の色とか屋根の色はこの色にしよう。その地方その地方の塗料みたいなものがあるのでしょうか。それはもう自主的にそういう景観づくりをやっているという話を聞いたことがあります。もう20年ほど前ですけれども。

私がそのときに思ったのは、いかにその手法を行政、地方自治体なり国なりが景観というものを意識して条例をつくったりなんかしても、やはり限度がある。そこは基本的には、今の例にあるように、いわゆる地域・エリアの住民の皆さんの合意とか、協力とか、この辺がベースにあるのではないかと思います。ただ、そういうところの中で、今現在では、ものの価値観といいますか、連帯感とか、地域というものの関係の希薄化がありまして、どうしても住民同士の十分な連帯というものが図れない。そこを助けるのが、私はやはり行政の役割だというふうに思います。

したがって、行政の役割はというふうにお聞きしましたけれども、最後に課長のほうからお話しになりました、この景観形成区民団体を通じて、しっかりと横の連携がとれるように指導していただきたいと思います。

それから、もう一つ、いわゆる地区のほかに、川沿いの景観

重点地区ということで、これも大賛成でありまして、水陸両用バスが3月からスタートしますけれども、去年の社会実験で、北十間、それから、旧中川、小名木川、横十間川を結ぶ、10人乗りくらいの民間会社による船の運航というのも考えられていて、スカイツリー着発の船だそうですけれども、私も乗りましたけれども、船から眺める江東区のまちなみというのも非常に風情があるといえますか、これは一緒に乗った他区の方が、こんなに江東区はきれいなんだと、昔に比べてまちなみがきれいになったというお話も聞いておりまして、今後、こういった事業が区内からお客さんを呼ぶ観光資源として機能すればいいなというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。要望で結構です。

○会長

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

○委員

おはようございます。

今の〇〇委員からの話の続きになるかと思いますが、基本的にはこういう考え方は賛成でありまして、積極的にぜひやっていただきたいということでもあります。

加えて、今、遊歩道のお話があって、亀戸重点地区は、二、三、提案であります、(1)の北十間川沿い、それと旧中川の遊歩道の、川をまたぐ、このところが、私もよくここを歩くんですが、川沿いは普通に自然がたくさんあって、どちらもよろしいのですが、ここをつなぐポイントをちょっと重点的に景観をよくしていただければ、歩くには最適かなということを考えております。

それから、亀戸地区ということで、ここに書いていないのですが、川の駅にぜひ東大島を、すぐそばまで来ておりますので、この重点地区の中にぜひここを、なぜ入れていただけないのか。これは再検討していただいて、このポイントまではぜひ一括で加えていただけないかなということでございます。

この説明の中に、カヌーを楽しめるとか、花の植栽ということもありますので、本当にすばらしい遊歩道をたくさんの方が歩いているのをお見かけしますし、ぜひやっていただきたい。



われるわけですがけれども、それで、この地域にそぐわないとなった場合に、私の記憶が確かならば、罰則の部分の前に建築確認申請が行われた段階で建築を差しとめることが、たしか条例に照らしてできたと思うんですけれども、そういう行政指導というのはどうなんですか。

たしか、景観条例が改正されたのが今から3年か4年くらい前だったと思うんです。それに照らし合わせて、建築を、例えば、どう考えてもこれは金ぴかで、周りの景観と合わないというようなことが行政のほうで判断されたら、それは建築を差しとめるという権限が区にあったはずなんですけれども、その辺をちょっと確認だけさせてください。

○事務局（都市計画課長） 建築基準法というところでは難しいというか、特にない規定だと思うんですけれども、景観法の中に、まず、勧告・変更という命令ができますので、そういう中で対応する内容だと考えてございます。

○委員 法的な拘束力は、やはり条例に照らし合わせることは余りないんですか。そこだけ1点だけ確認したいんですけれども。

○事務局（都市計画課長） 私どもは景観条例を設けておりますが、この景観条例というのは景観法に基づく条例でございます。ですので、上位が法律ということになりますので、やはり一定の縛りという中で厳しい対応はできるとは思っておりますが、そういうことにならないように行政指導に努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

○委員 期待しています。

○委員 今回の質問ともちょっと関連するんですけれども、この基準の中には、色とか形態なんかはかなり協力が得られると思うんですけれど、建物の配置、規模、高さを配慮するという基準があるんです。これは極めて曖昧で、江東区内でマンション紛争なんかがあるときには、その高さだとか日影だとかでかなり住民との間では問題になる部分があって、配慮するというのは、誰がどういうふうに判断して、今のこれはだめだとかいいとかという、その基準をどこに置いて、誰が判断するのか。区民団体という話もあったのですが、区民団体はどういうふうにそういうとこ

ろに関与して、行政がどういうふうに、どこに判断の基準と権限があるのかというところを、もうちょっと詳しく教えていただきたいというのが1点。

私は基本的には、景観ということ 키워ワードに、やはり住民が一緒になってまちづくりを進めていくという形がとれるというのは、形としてはすごくいいと思うんですけど、建築業者なんかが入ってきてマンションなどをつくる場合には、なかなか一致してまちづくりを進めていこうというふうにはいかない場合もあると思うんです。その辺に行政がやはりかかわっていく必要があると思うんですけど、そういう意味では、これは追加ということで、万年橋近辺で既に指定された地域での実践があると思うので、その辺で、区としてこれまで進めてくる中での実績の評価とか、あと課題という点で持っていることがあったら、お話しいただきたい。

○事務局（都市計画課長） まず、高さだと思うんです。それで、配慮ということになるのですけれども、一つは建築基準法という法がございます。これは建築基準法の範囲内であれば、やはり建ってしまう。これはそういう基準でございますので、やむを得ない部分もございます。ただ、今も建築紛争等があるわけですから、これは私ども、別の建築紛争等の条例がございますので、地域の皆様と事業者、行政がそういった中で対応させていただく、この形は変わらないかと思っております。

高さについては、今申し上げた中での対応になるかと思えますけれども、現在でも延床1万平米を超える建物については、都市景観専門委員会の中で、形態、意匠等、特にまちづくりの一環で緑を付置するとか、よりよい景観づくりに向けた専門委員会の中での指摘があって、その指摘に基づいて、各事業者に対応していただいているという現状がございます。

これは万年橋のほうになりますと、今申し上げました、延べ床が1万平米以上というのは江東区全体に係るお話なんですけれども、戸建てについても、万年橋のほうでは全て区のほうに届け出をいただく。基準に従った形で計画をおつくりいただいて、その計画を区にご提出いただくと。そういう中で行政指導

をさせていただいております。今度、2地区が追加になるわけですが、同じ対応になりますし、例えば、深川萬年橋のほうで、そういった基準、行政の指導に従わなかったというような事例は、今のところ、1件もございません。同じような対応をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見は。

○委員

しつこいようですが、大島住民からもう一言言わせていただきたいと思います。

景観とか文化財の利用というのは非常に重要な意味を持つと思います。それには2点あると考えられます。

一つには、自分の住む地域というのが取り上げられているという感覚を持つことで、いわゆるコミュニティ論ですと、地域住民が自分の地域に誇り・愛着を持つことによって、例えば、行政ですとかの協力体制というのが深くなると考えられます。

もう一点は、観光としての資源という意味合いが考えられると思います。例えば、今、お話をいただいた、亀戸と門前仲町の間には、私も居住しております、大島ですとか、それから、砂町ですとか、魅力あるコンテンツを持つ地域も存在いたします。それを重点地域ではないというのは理解いたしましたけれども、重要結節点として考えるという考え方もぜひ持っていただきたいと思っています。

これを重要な結節点と考えることで、観光客はこここここの間にいくときに、もう一つ、ここにも寄りたいと考えるんじゃないかと思っています。ということで、江東区内での、区外から来た、もしくは都外から来た方への滞留時間というのがふえると考えられます。一元的には非常にミニマムな経済効果なのかもしれませんが、長期的なスタンスで考えたときに、これは決して見逃せないものではないかと私は思っております。

魅力のあるコンテンツの紹介ですとか、まず、そういうところからでも結構ですし、例えば、個人的なことを申せば、大島とか砂町の間が、ああ、ここに住んでいてよかったなど、亀

戸、深川もすてきだけれども、それにも負けないなと思えるような、そんな活動もあわせて行っていただけたら大変ありがたいなと思います。

意見でございました。

○会長

ありがとうございました。

何か事務局はありますか。

○事務局（都市計画課長） 先ほどの〇〇委員のお話とも同じだと思わんですけれども、川の駅も、私、同様だと思っております。重要な江東区の一つの資源ということで考えてございます。

この辺のPRについては、今、まさにおっしゃいましたとおり、観光行政という中でアピールしていく内容だと思っておりますけれども、私ども、この景観の重点地区の計画をつくる際に、横断的に、都市計画だけではなく、都市整備部、それから、土木部、それから、経済、文化、こういったところが全て一堂に会しまして、この計画づくりをしてございます。ですので、今、委員のほうからお話があったことについても、各所管、それぞれ十分に認識してございますので、その点も踏まえて、今後の景観行政に努めさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員

亀戸に住む者として、今回の重点地区指定というお言葉は大変ありがたく、うれしく思っております。

江東区の場合、江東区は独立しているというか、周りは墨田区ですとか江戸川区とか、川を通じて隣接しているわけですがけれども、特に横十間川は、江東区側がこの共通基準に基づいて一生懸命やっても、墨田区側がどういうふうになっているのか。その辺は情報として、特に墨田区の横十間川というのは道路がなくて、住宅が隣接しているんです。その辺がどうなっているのか、ちょっと教えていただければと思うのですが。

○事務局（都市計画課長） ご質問にお答えしますが、これは東京都が整備するという河川でございますので、ちょっと詳しいことは都のほうに確認させていただくことになろうかと思っておりますけれども、ただ、江東区がこういう形で整備していけば、やはり地域バランスというのもございましょうから、墨田区のほうもそれなりの整備

が進んでいくのではないかと、こんなふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員

墨田区に対するそういうPRといいますか、江東区がこういうことをしているというのは、墨田区はもちろんご存知なんですよ。

○事務局（都市計画課長） まず、この計画を示す上で、墨田区にもお話しさせていただいてございます。ですので、江東区の計画というのは墨田区のほうにも伝わってございますし、舟運という中での別の協議も持ってございますので、墨田区のほうも相当意識はされていると、こんなふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員

では、今後も墨田区のほうに働きかけをしつこくしていただければと思います。

それから、亀戸天神側から香取神社の鳥居とスカイツリーが直線上に美しく見えるよう、その景観を壊すようなことはやめようみたいな話が出ていますけれども、そこに立ちますと、歩道橋が建ってしまっていて、景観を著しく、もちろん、その存在の理由というのがあると思うんですけれども、今現在、どうなっているのか、それがちょっと気になったんですけれども。そういう歩道橋は、学校の生徒さんがそこを使っているとかということであるのかどうか。その辺は調査というか、今まで議論になってないのでしょうか。その辺を教えていただければと思うのですが。

○事務局（都市計画課長） この景観なんですけれども、まず、現状はどういう形の景観になっているか、では、それをよりよくするためにはどうすればいいのかということになりますので、そういうお話があれば、歩道橋の一応の役割というのが、私どもはまだ、どういう形で、今おっしゃられるような子供の通学路に使われているのか等々は調査しておりませんが、その辺も踏まえて、景観上のあり方というのは、改修の際に都と協議していく内容になろうかと思えます。

以上でございます。

○会長

よろしいでしょうか。

ほかにご意見ございますか。

○委員

私は亀戸におりまして、香取さん、天祖さん、天神さん、あと龍眼寺さん、皆さん、中の庭園は立派に整備されていまして、それを回る道路とか、そういったところについては無電柱化されていたりして、ただ、なかなか楽しんで渡るにはまだまだ整備がいるかなという。そういう石畳とか、いろいろなもので景観をさらに楽しむようにやって、そうすると、もっともっと魅力あるまちづくりになるかと思えます。

また、横十間川沿いは今整備されていて、だんだん三丁目にもマンションができてきています。だから、天神様もそうなんですけれども、園内からスカイツリーは今見えるような状況なんですけど、できるだけ、そういったものが阻害されないような整備がされたらいいなと思っております。

希望でございます。

○会長

ありがとうございました。

○○委員、どうぞ。

○委員

実は私は門前仲町地域のワークショップに出た一人でございます。約1年半かかりまして、十七、八人、委員がいたと思えますけど、いろいろとお話しさせていただきました。ここに写真を撮ってありますけれども、この写真も各自が提供したものであり、かつ、また、その地域をみんなで回ったときにカメラを持参しまして撮ったものだと思いますので、これもまたいろいろな意味で、これだけがいいというわけではないわけですが、これも出ていると思えます。

先ほど、地域・地区・エリアという話がありまして、深川門前仲町地域だけでも、そのエリアに入らない門前仲町地域の方もいるんです。それで、何でうちのほうは入らないのという話もありました。しかし、それは先ほどの課長さんの話にもありましたとおり、今回はこういう形で進めているのだから、我慢してくださいというのもおかしい言い方ですけども、それはやむを得なかったのかなと、そんなふうに思っております。

我々もいろいろな意見は出しました。先ほど、議員の先生方からも意見が出ましたし、皆さんからも意見が出ましたけれど

も、ほとんどと言っていいくらい、いい意見を出しておりますけれども、即我々だけで解決できるものもあるかも知れませんが、ないものも多いわけですね。それはやはり区の方にお世話になったり、また、先生方にお世話になったりすることも多分にあると思いますので、今後ともいろいろとご指導いただければありがたいと思っております。

4月1日から景観形成区民団体というのが発足いたしますので、そこでまた皆さんと話し合っていこうということになっておりますので、もっともったいい案が出ていくのではないかと、そういうふうに思っておりますので、私自身、住んでよかったというところにしたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○会長

意見ということで承りました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○委員

私としましても、二つの地区を追加するということが、非常にいいことだと思いますし、また、今のご意見にもございましたとおり、今後、景観形成区民団体というものができてくるということなので、ぜひ、いわゆる協働というか、みんなでまちづくりをするということをぜひ進めたいというふうに思っているのですが、今後についてだけ、ちょっと1点だけ確認をしておきたいのですけれども。

この景観計画の改定案を見ますと、「今後については、地域内の機運の高まりに応じて、必要な地区を景観重点地区として指定することを検討する」というような文言になっておりまして、別に揚げ足をとるつもりはもちろんなのですが、二つの地区を重点にしたということで、一区切りという感じがすごく、ニュアンスとして受けとったんです。

先ほど来、ほかの地区もというような話もございましたし、今後、こういう取り組みというのは非常に大事なことなので、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思うんですけれども、その機運の高まりももちろん非常に大事だと思いますが、一方で、やはり行政としてしっかりとしたビジョンを持つということは大事かというふうに思っておりますので、お仕着せでな

いというのはそのとおりでございますけれども、一方で、明確なビジョンをお持ちになられて進めていくということも必要かというふうに思いますので、その点についてだけ、お考えをお聞かせいただければというふうに思います。

以上です。

○事務局（都市計画課長） 委員のほうから行政のお仕着せでないまちづくりということでしたが、実は私どもの根底にもございまして、今回指定する深川門前仲町地区、亀戸地区についても、発想としては行政のほうからだったものですから、今後はやはりその地域の、こういった重点地区を起点とした、まちづくりの状況を見た上で、各地域の皆様も、よし、やろうということであれば、行政のほうも関与していくというようなことで書かせていただいております。

とりあえず、今後は景観に対する啓発事業、それから、重点地区を起点とした景観づくりに行政のほうとしては努めてまいりたいと考えてございまして、ビジョンということでございませけれども、今お示ししてある、この江東区の景観計画、これに基づいて、繰り返しになりますけれども、区民の皆さん、事業者、区、三者協働のもとに、現在の景観重点地区を起点に、区全体がよりよい景観形成が図れるように努力してまいりたいと、こんなふうに考えてございます。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ほかにご意見は。

（「なし」の声あり）

○会長 よろしいですか。

では、私も簡単にちょっと、要望というわけではないんですけども、意見として。

いろいろとご意見をいただきましたけれども、景観ということを考えるときに、どうしても我々は写真を見て、色がこうだとか、止まった景観を考えてしまいますけれども、実はごみが落ちていたり、自転車が放置されていたり、トラックがとまっていたりと、こうなるとなかなか歩きづらいということもござ

います。

ですから、恐らく景観というのは、こういうことをやりながら、かつ、いろいろな区の行政の中、また、いろいろな区民の方たち、景観の団体の方たちも含めて、いろいろな方たちとの連携というのが非常に大事だろうと思っておりますの、ぜひその辺を、区の皆様方、事務の皆様方によろしくお願いしたいというのがお願いでございます。

さて、ほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長

よろしいでしょうか。大体出尽くしたでしょうか。ありがとうございます。

それでは、きょうの議題、これは報告事項でございます。ということで、採決はございませんけれども、本報告については了承ということにしたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

(「了承」の声あり)

○会長

ありがとうございます。それでは了承ということにいたしたいと思っております。

それでは、これをもちまして第128回江東区都市計画審議会を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(午前10時55分閉会)